

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
【本編】	【本編】
III 組合監督に係る事務処理上の留意点	III 組合監督に係る事務処理上の留意点
III-4 水協法等に係る事務処理	III-4 水協法等に係る事務処理
III-4-1 ~ III-4-10 (略)	III-4-1 ~ III-4-10 (略)
III-4-11 金融機能強化法に関する留意事項 金融機能強化法に基づき <u>資本参加</u> を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。 III-4-11-1 ~ III-4-11-7 (略)	III-4-11 金融機能強化法に関する留意事項 金融機能強化法に基づき <u>資本参加等</u> を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。 III-4-11-1 ~ III-4-11-7 (略)
<u>(新設)</u>	<u>III-4-11-8 申請金融機関等が提出する実施計画の認定等に関する留意事項</u> <u>金融機能強化法第34条の10に規定する実施計画の認定審査等に当たっては、以下の点に留意するものとする。</u> <p class="list-item-l1">(1) 意義 <u>地域金融機関には、ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える「要」としての役割が期待されている。しかしながら、人口減少や低金利環境の継続など、地域金融機関を取り巻く経営環境は厳しく、特に、人口減少地域では将来的にその役割を十分に果たせなくなるおそれがある。</u> <u>このため、地域金融機関がこうした役割を持続的に果たせるよう、地域金融機関が事業の抜本的な見直しを行う際の时限の支援措置として、「資金交付制度」が創設された。</u> <u>実施計画の認定を受けた金融機関等（以下「認定金融機関等」という。）においては、上記の制度趣旨を踏まえて、認定を受けた実施計画を着実に履行することにより、地域における基盤的金融サービスの提供を維持するとともに、地域経済の再生・活性化に貢献していくことが求められる。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) 実施計画の記載事項に関する留意事項</p>

現 行	改 正 後
	<p>① <u>金融機能強化命令第64条に規定する「信用供与」「中小規模事業者等」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>イ 「信用供与」については、以下のものを除外したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a <u>政府出資主要法人向け貸出、及び特殊法人向け貸出</u> b <u>土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出、及び地方道路公社向け貸出</u> c <u>大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るＳＰＣ向け貸出</u> d <u>自信漁連の子会社向け貸出</u> e <u>個人向け貸出</u> f <u>上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出</u> <p>ロ 「中小規模事業者等」とは、農林漁業者その他の中小企業者又は地元の事業者とする（Ⅲ－4－11－1（1）①及び②参照）。</p> <p>② <u>金融機能強化命令別紙様式第六号の二第5.1（記載上の注意）に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、中小漁業者等を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まれないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、実施計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする（Ⅲ－4－11－1（2）（注1）及び（注2）参照）。</p> <p>イ <u>創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策</u></p> <p>ロ <u>経営に関する相談その他の取引先の中小漁業者等に対する支援に係る機能の強化の方策</u></p> <p>ハ <u>事業の改善・継続に資する早期の事業再生等に対する支援に係る機能の強化の方策</u></p> <p>ニ <u>事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策</u></p> <p>ホ <u>担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の方策</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>(3) 実施計画の認定に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第34条の10第3項に規定する実施計画の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 金融機能強化法第34条の10第3項第1号に規定する要件 審査に当たっては、実施計画の添付書類として提出を受けた財務諸表を基に確認するものとする。</p> <p>② 金融機能強化法第34条の10第3項第2号に規定する要件 審査に当たっては、申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が主として業務を行っている地域における中小規模の事業者に対する信用供与や本業支援その他の基盤的金融サービスの提供状況等を踏まえて、申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が当該地域の経済にどの程度寄与しているかについて確認するものとする。</p> <p>③ 金融機能強化法第34条の10第3項第3号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</p> <p>イ 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が、主として業務を行っている地域の全部又は相当部分において、例えば生産年齢人口や事業所数の減少が継続するなど、基盤的金融サービスに対する需要の持続的な減少が生じていると考えられるか。</p> <p>ロ 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）の店舗等の営業拠点の全部又は相当部分において、例えば基盤的金融サービスからの収益で当該サービスに係る経費を賄えない状況が生じることにより、経営基盤の強化のための措置が行われない限り、基盤的金融サービスを将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあると考えられるか。</p> <p>（注）貸出や役務取引に係る利益が継続して又は傾向として赤字であること（貸出に係る信用コストについても、適切な方法で勘案することとする。）等を確認するものとする。</p> <p>④ 金融機能強化法第34条の10第3項第5号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</p> <p>イ 実施計画において、経営基盤の強化のための措置を実施することによる基盤的金融サービスに係る事業の改善に向けた方策及びその効果が具体的に示されているか。</p>

現 行	改 正 後
	<p>(注) 経営基盤の強化のための措置を行うことにより、持続的な提供が困難となるおそれがあるとしていた基盤的金融サービスが、どのような水準で維持・改善されていくのか等を確認するほか、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）が、基盤的金融サービスの提供を維持できるだけの水準を将来も含めて確保できているか、例えば人口減少等を加味したコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）が実施計画初期は赤字基調であったとしても、終期において増加基調に転じる見込みとなっているか等を確認するものとする。</p> <p>□ 店舗統廃合等を行うことが見込まれる場合には、利用者利便の観点から、基盤的金融サービスが大きく低下することがないか。</p> <p>⑤ 金融機能強化法第34条の10第3項第6号に規定する要件 審査に当たっては、預金保険機構から交付された資金を活用して事業者等への不適切な利益供与を行うなどの金融機関間の適正な競争関係を阻害する行為等が行われることなく、経営基盤の強化のための措置が地域における基盤的金融サービスの提供の維持という本制度の目的のために実施され、また、同資金が当該措置に使用されることを確認するものとする。</p> <p>⑥ 金融機能強化法第34条の10第3項第7号に規定する要件 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適かつ円滑に実施するための方策の審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</p> <p>イ 每年9月末日及び3月末日における「中小規模事業者等向け貸出比率（中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。）」の水準について、人口動態等を考慮した場合に当該実施計画の始期における水準と実質的に同等の水準を維持することが確実に見込まれるか。</p> <p>□ 每年9月末日及び3月末日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み」が、人口動態等を考慮した場合に合理的な水準となっているか。</p> <p>⑦ 金融機能強化法第34条の10第3項第8号及び第9号に規定する要件 「申請金融機関等が当該実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該実施計画が円滑かつ確実に実施</p>

現 行	改 正 後
	<p>されると見込まれること」等を審査するに当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</p> <p>イ <u>申請金融機関等が当該実施計画に記載された組織再編成等を実施することが見込まれるか。また、金融機能強化法第34条の10第1項第9号に基づき認定を受けようとする申請金融機関等は、実施計画に掲げられた施策等を実施することにより、申請金融機関等の単体で、実施計画の始期の属する事業年度の直前の事業年度末と比べて終期の修正業務粗利益経費率が▲15%ポイント以上低下、かつ、修正経費が▲20%以上低下することが見込まれるか。</u></p> <p>(注) <u>金融グループ全体としての財務の健全性にも留意する観点から、申請金融機関等本体と子会社等との間において、修正業務粗利益経費率や修正経費の削減の達成を目的とした利益や経費の過度な移転が行われていないかなどについても確認するものとする。</u></p> <p>ロ <u>部門別の損益管理が実施されている等、実施計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されているか。</u></p> <p>ハ <u>員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っているか。</u></p> <p>二 <u>労使間で十分な協議を行うこと、かつ、実施計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、実施計画の実施により職員の地位が不当に害されることがないか。</u></p> <p>ホ <u>業務執行に対する監査又は監督態勢の強化や、不良債権の適切な管理を含むリスク管理態勢、各種法令遵守態勢の構築が図られているか。</u></p> <p>ヘ <u>資金交付を受けて行うシステムの導入及び整備並びにそれらの業務運営が安定的かつ効率的に実施されることも含め、リスク管理やシステム業務運営等が的確に実施されるための態勢が構築されているか。</u></p> <p>ト <u>預金保険機構から交付された資金が適切に執行されているかを監査できる態勢が整備されているか。</u></p> <p>チ <u>利用者に対し、経営基盤の強化のための措置の実施や申請金融機関等の取組みに関して充実した情報開示がなされることとされているか。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>リ 経営陣は、上記イからチを含め、実施計画を円滑かつ確実に実施する上で重要と考えられる事項を決定・管理しているか。</p> <p>(4) 実施計画の履行を確保するための監督上の措置等 <u>金融機能強化法第34条の12に規定する「監督上必要な措置」については、以下の点について留意するものとする。</u></p> <p>① 実施計画の履行状況の報告及び同報告書の公表 <u>本制度は、実施計画に記載された施策の実施により、地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られることを目的とするものであることから、金融機能強化法第34条の10第3項に基づき認定を受けた実施計画について、認定金融機関等による適切な履行を確保していくことが重要である。</u> <u>こうした観点から、金融機能強化法第34条の10第3項に基づく実施計画の認定後、毎年9月末日及び3月末日（以下「報告基準日」という。）から3ヶ月以内に、当該報告基準日までの半期毎の金融機能強化法第34条の10第2項第3号から第8号までに規定する実施計画の施策等の履行状況について、報告を求めるものとする。</u> <u>なお、実施計画の履行状況について報告を受けたときは、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った認定金融機関等の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。</u></p> <p>② 実施計画の履行状況のフォローアップ <u>実施計画の履行状況報告書が提出された場合は、実施計画の認定時の審査結果等も踏まえて、特に、以下の点に留意しつつ、フォローアップを行うものとする。</u></p> <p>イ 事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置が実施計画に沿って進捗しているかを確認する。</p> <p>ロ 実施計画に記載された事業の抜本的な見直しを通じて、認定金融機関等が基盤的金融サービスの提供の維持を図ることが見込まれるか検証する。</p> <p>ハ 実施計画に記載された中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の認定金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策が着実に履行されているかどうかを検証する。</p> <p>ニ 実施計画に記載された経営基盤強化のための措置に要する費用</p>

現 行	改 正 後
	<p><u>のうち資金交付の対象となる経費の支出金額、その適切性及び支出時期を確認する。</u></p> <p>③ <u>実施計画の履行に向けた監督上の措置等</u> <u>実施計画の履行状況を十分に検証した上で、例えば主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られなくなると見込まれる場合や中小規模の事業者に対する金融の円滑化や地域経済の活性化に向けた取組みが進展していないと認められる場合には、対話等を通じた継続的なモニタリングを実施した上で、必要があると認められる場合には、当該実施計画の履行を確保するための監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>④ <u>認定実施計画の認定の取消し</u> <u>実施計画に記載されている組織再編成等が行われない場合については、計画の認定を取り消すものとする。</u></p> <p><u>(注 1) 金融機能強化法第 34 条の 10 第 1 項第 9 号に基づき認定を受けた認定金融機関等は、金融機能強化命令第 62 条に規定する要件を満たさない場合は組織再編成等が行われないことから認定取消しの対象となる。なお、金融機能強化命令第 62 条に規定する要件を充たすために、認定金融機関等本体と子会社等との間において、利益や経費の過度な移転が行われていないかについても留意するものとする。</u></p> <p><u>(注 2) 金融機能強化法第 34 条の 10 第 1 項第 9 号に基づき認定を受けた認定金融機関等は、「業務の効率の向上が図られ、その収益性が大きく向上すると見込まれるもの」とされており、例えば、収益の計上区分の変更により修正業務粗利益が大幅に変動するなど、当該金融機関固有の一時的な要因が修正業務粗利益経費率の削減に大きく寄与している場合等は、本制度の趣旨にそぐわないことに留意するものとする。</u></p>

附 則

この通知の改正は、令和 3 年〇月〇日から適用する。